

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、災害時に受水槽内の水道水を有効活用できるように、受水槽に非常用給水栓を設置する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この基準の適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 我孫子市水道局(以下「当局」という。)の供給する水道水を、受水槽を有する設備により利用している場合
- (2) 災害時に当局から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合

(設置条件)

第3条 非常用給水栓の設置条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時以外の使用を防止するための措置が講じられること。
- (2) 受水槽の壁面、連通管、流出管又は水抜管に設置され、かつ、受水槽の強度に影響を与えないものであること。
- (3) 受水槽の周囲1メートル以内に設置されること。
- (4) 住民等への周知方法として、「非常用給水栓 災害時のみ使用可」のプレート(大きさは縦30cm×横10cm以上とし、材質は腐食や破損の恐れのないもの)が見やすい場所に表示されること。

(申込)

第4条 非常用給水栓を設置しようとする者(以下「設置者」という。)は、あらかじめ、水道局長(以下「局長」という。)に申し込みをし、局長の承諾を得るものとする。

2 前項の申し込みは、「非常用給水栓設置申込書」(様式第1号)に必要な書類を添付して行うものとする。

(審査)

第5条 局長は、前条の申込書を受理した時は、第3条各号に掲げる事項について審査を行う。

(承諾)

第6条 局長は、前条の審査の結果、適当であると認めたときは、非常用給水栓の申し込みを承諾し、「非常用給水栓設置承諾書」(様式第2号)により通知する。

(確認等)

第7条 設置者は、非常用給水栓の設置後、遅滞なく、当該給水栓が第3条各号に適合することが確認できる写真を局長に提出し、局長の確認を受けなければならない。

(維持管理等)

第8条 設置者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理すること。
- (2) 非常用給水栓が、第3条各号に適合する状態を維持すること。
- (3) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合には、第4条から前条までの規定を準用すること。
- (4) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、「非常用給水栓使用届」(様式第3号)により、届け出を行うこと。

(立入点検)

第9条 局長は、受水槽の周辺に立ち入り、非常用給水栓の管理状況等を点検することができる。なお、この場合においては、「非常用給水栓点検結果通知書」(様式第4号)により、設置者に通知する。

(廃止)

第10条 設置者は、非常用給水栓を撤去したときは、「非常用給水栓廃止届」(様式第5号)を提出するものとする。

(取消)

第11条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する承諾を取消し、非常用給水栓の撤去を命じる。

- (1) 第7条の写真が提出されなかったとき。
- (2) 非常用給水栓の設置後、第3条各号の規定に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 当局から、第9条の規定に基づく立入点検による改善指示があつたにも関わらず、猶予すべき理由がないのに指定期日までにその改善策が講じられないとき。
- (4) 災害時以外の使用があつたと認めるとき。

2 前項の規定による取消しは、「非常用給水栓取消通知書」(様式第6号)を設置者に送付することにより行う。

(費用負担)

第12条 非常用給水栓の設置及び管理に要する費用は、設置者の負担とする。
また撤去についても同様とする。

(その他)

第13条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行について必要な事項は、局長が別に定める。

附則

この基準は、平成28年7月1日から施行する。

我孫子市水道局長 あて

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

電話番号

設置場所	
住 所	我孫子市
建築物の名称	
設置位置	
☐ 壁面	☐ 連通管 ☐ 流出管 ☐ 水抜管
非常用給水栓（どのようなものを設置する予定かお書きください。）	
災害時以外の使用の防止方法（どのように行う予定かお書きください。）	
応急給水関係（わからない場合は記入する必要はありません。）	
受水槽の容量	m ³
建築物の住民数	約 人
耐震化の措置	
受水槽	☐ している ☐ していない
受水槽までの給水管	☐ している ☐ していない
添付書類： 非常用給水栓の取り付け状況がわかる平面図及び立面図	

凡例：□には該当するものに☑を入れる。

(裏)

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱に係る遵守事項

- (1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理すること。
- (2) 災害時に水道局から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合にのみ使用すること。
- (3) 非常用給水栓が、受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準(以下「基準」という。)第3条各号に適合する状態を維持すること。
- (4) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、基準第8条の規定に基づき「非常用給水栓使用届」(様式第3号)により、届け出すること。
- (5) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、基準第4条の規定に基づき改めて申し込むこと。また、撤去したときは、基準第10条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」(様式第5号)を提出すること。
- (6) 基準第9条の規定に基づき、局長が受水槽の周辺に立ち入って行う、非常用給水栓の管理状況等の点検を拒まないこと。
- (7) 基準第11条各号のいずれかに該当するときは、局長の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。

年 月 日

非常用給水栓設置承諾書

様

我孫子市水道局長



申し込みのありました非常用給水栓の設置について、次のとおり承諾いたします。

申込年月日	年 月 日	受付番号	
設置者氏名			
設置場所	住 所 我孫子市 建築物の名称		
遵守事項	(1) 災害時において、速やかに非常用給水栓が使用できるものとし、かつ、災害時以外の使用がないように、非常用給水栓及び付属用具を適切に管理すること。 (2) 災害時に水道局から水道水が供給されない場合、若しくは災害時にポンプ設備等の機能が損なわれて給水されない場合にのみ使用すること。 (3) 非常用給水栓が、受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準(以下「基準」という。)第3条各号に適合する状態を維持すること。 (4) 災害時に非常用給水栓を使用した場合は、基準第8条の規定に基づき「非常用給水栓使用届」(様式第3号)により、届け出すること。 (5) 非常用給水栓の設置位置、構造等を変更する場合においては、基準第4条の規定に基づき改めて申し込むこと。また、撤去したときは、基準第10条の規定に基づき「非常用給水栓廃止届」(様式第5号)を提出すること。 (6) 基準第9条の規定に基づき、局長が受水槽の周辺に立ち入って行う、非常用給水栓の管理状況等の点検を拒まないこと。 (7) 基準第11条各号のいずれかに該当するときは、局長の命じるところにより非常用給水栓を撤去すること。		

非常用給水栓使用届

我孫子市水道局長 あて

設置者
氏名(法人、団体にあつてはその名称)

住所
電話番号

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、災害時に非常用給水栓を使用しましたので、届け出いたします。

水栓番号	
設置場所	住所 我孫子市 建物名：

使用日時	月 日 時 分から 月 日 時 分まで
使用量※	m ³

備考：

※印の欄は、水道局使用欄

年 月 日

非常用給水栓点検結果通知書

様

我孫子市水道局長 印

受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準により、非常用給水栓の立入点検を行ったので通知します。

点 検 年 月 日	年 月 日
点 検 員 名	印
水 栓 番 号	
設 置 場 所	住 所 我孫子市 建物名：
所 見：	
改善指示等：	
指定期日： 年 月 日	

我孫子市水道局長 あて

氏名（法人、団体にあつてはその名称）

電話番号

設置場所			
住 所 我孫子市			
建築物の名称			
設置位置			
☐ 壁面 ☐ 連通管 ☐ 流出管 ☐ 水抜管			
承諾年月日	年 月 日		
廃止年月日	年 月 日		
廃止理由：			

凡例：□には該当するものに☑を入れる。

年 月 日

非常用給水栓取消通知書

様

我孫子市水道局長



受水槽に設置する非常用給水栓の取扱基準第11条の規定により、同第6条の承諾の取消しを通知します。

設置場所			
住 所 我孫子市			
建築物の名称			
設置位置			
☐ 壁面 ☐ 連通管 ☐ 流出管 ☐ 水抜管			
承諾年月日	年 月 日		
取消年月日	年 月 日		
取消理由：			

凡例：□には該当するものに☑を入れる。